

【新設】(連結の範囲から除かれる会社等)

18-1-17 法第 82 条第 15 号ロ (定義) に掲げる共同支配会社等の判定に当たり、規則第 38 条の 5 各号 (企業グループ等の範囲) に掲げる理由により連結の範囲から除かれる会社等は、当該共同支配会社等に含まれないことに留意する。

【解説】

- 1 令和 5 年度の税制改正により、特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対しては、各対象会計年度の国際最低課税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を課することとされた (法 6 の 2)。
- 2 この国際最低課税額とは、構成会社等に係るグループ国際最低課税額と共同支配会社等に係るグループ国際最低課税額との合計額であるグループ国際最低課税額のうち、一定の計算をした金額をいうこととされており (法 82 の 2 ①)、特定多国籍企業グループ等に属さない共同支配会社等も計算対象とされている。ただし、本制度は、特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対して各対象会計年度の国際最低課税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を課することとされているところ (法 6 の 2)、共同支配会社等は、特定多国籍企業グループ等に属する内国法人ではないことから、本制度の納税義務は課されていない。
- 3 共同支配会社等とは、具体的に、次に掲げるものをいうこととされている (法 82 十五)。
 - (1) 最終親会社等の連結等財務諸表において「持分法」が適用され、又は適用されることとなる会社等で、その最終親会社等有するその会社等に係る直接保有割合と間接保有割合との合計割合 (請求権割合を基に、一定の計算を行った割合を合計した割合) が 50% 以上であるもの (特定多国籍企業グループ等の最終親会社等、除外会社等その他一定のものを除く。)
 - (2) (1) に掲げる会社等の連結等財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載され、又は記載されることとなる会社等 (除外会社等を除く。)
 - (3) (1) 又は (2) に掲げる会社等の恒久的施設等
- 4 ここで、本制度の対象範囲を決定する「特定多国籍企業グループ等」の基となる企業グループ等の判定に当たり、重要性の原則や譲渡目的保有を理由として連結の範囲に含まれない非連結子会社はこの企業グループ等に含まれることとなるが (規 38 の 5)、上記 3 (1) に掲げる共同支配会社等の連結等財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載される会社等の判定においては、企業グループ等の判定に適用されるこのような規定は措置されていない。

したがって、本通達では、上記 3 (1) に掲げる共同支配会社等の連結等財務諸表において、重要性の原則や譲渡目的保有により連結の範囲から除かれる会社等があっても、この会社等は上記 3 (2) に掲げる共同支配会社等に含まれないことを留意的に明らかにしている。

5 なお、上記3(2)に掲げる共同支配会社等は、上記3(1)に掲げる共同支配会社等が特定財務会計基準又は適格財務会計基準に従って実際に作成した連結財務諸表がない場合（連結財務諸表を作成しているが、特定財務会計基準又は適格財務会計基準に従って作成していない場合を含む。）であっても、特定財務会計基準又は適格財務会計基準において会社等の財産及び損益の状況が共同支配会社等の連結等財務諸表に連結して記載されることとなる会社等はこれに該当することとされているところ（基通 18-1-18）、上記4の「財産及び損益の状況が連結して記載される会社等」の判定と同様に、本通達の取扱いに準じてこの「財産及び損益の状況が連結して記載されることとなる会社等」の判定を行うこととなる。

したがって、特定財務会計基準又は適格財務会計基準に従い上記4の重要性の原則や譲渡目的保有を理由として連結の範囲に含まれないこととなる会社等があっても、この会社等は上記3(2)に掲げる共同支配会社等に含まれないこととなる。